

主な対策例の主要な実施主体

・「○」は報告書中に記載された主な対策の一次的な実施主体を示す。行政からの働きかけを受けて、住民や企業が直接的な行動をとるといったように、対策の最終的な実施主体が別の場合がある。例えば、「住宅・建築物等の耐震化・不燃化等の推進」の場合、一次的な対策の実施主体は国・地方公共団体及び関係機関であるが、最終的に住宅・建築物等の耐震化・不燃化を行うのは個人や企業が主体となる。また、側面的な支援等を実施する主体が別にある場合もある。

No.	ページ	項	主要な対策	具体的内容の例	国	(警察・消防含) 地方公共団体	その他
1	27	1. (1)	住宅・建築物等の耐震化・不燃化等の推進	・管理する建築物等の耐震化 ・民間の住宅・建築物の耐震化の支援 ・ライフライン施設や橋梁の耐震化、ゼロメートル地帯の堤防・水門等の耐震化対策	○	○	関係機関
2	28	1. (2)	災害時要援護者に対する支援	・帰宅時、避難時の要援護者支援の呼びかけ ・視覚障害者、聴覚障害者、外国人等への情報伝達手段の配慮	○	○	
3	28	1. (2)	災害時要援護者に対する支援	・避難所等における環境条件の良い場所への案内		○	
4	28	1. (2)	災害時要援護者に対する支援	・バス等による代替輸送手段の確保		○	
5	29	2. 1(1)①	全国の判定士の登録促進(建築士等の登録促進)	・建築士等に更に呼びかけ、判定士への登録を促進 ・判定士の登録促進や登録した判定士からの問合せ等に対応するための地方公共団体の体制の充実	○	○	関係機関
6	31	2. 1(1)③	全国的な応援調整に係る具体的な計画の策定、ロジスティクスの確保	・判定技術習熟のための訓練等の実施、判定士の需要予測、判定士の派遣調整、交通手段・宿泊場所等のロジスティクスの確保等を含む具体的な計画の策定	○	○	関係機関
7	33	2. 1(2)④	地域外へ帰省・疎開した者への情報提供体制の構築	・帰省・疎開者の自宅のある地域の復興状況や復興支援等に関する情報提供体制の構築 ・帰省・疎開先の把握方法、情報提供手段、周知方法等の具体的な検討	○	○	

No.	ページ	項	主要な対策	具体的内容の例	国	(警察・消防含) 地方公共団体	その他
8	34	2.2(1)①	避難所の需給バランスの調整のための状況把握	・事前に各地方公共団体内における避難所の収容力の過不足の可能性を把握 ・避難所の収容力を計画的に向上させていくための、定期的な過不足の評価等		○	
9	34	2.2(1)②	避難所間の調整等に必要な基礎データの情報共有	・避難所の基礎情報のデータベース化および情報の書式、規格、用語等の規格の統一	○	○	
10	35	2.2(1)③	避難所の機能確保	・発災時における、既存避難所への応急危険度判定の早期実施 ・避難所の軽微な被害を迅速に修理するための修理体制の構築 ・避難所における食料・飲料水及び生活必需品、災害用トイレ等の備蓄等や、非常用電源等の整備		○	
11	35	2.2(2)①	公的施設・民間施設の避難所利用に関する協力要請の推進	・公的施設・民間施設に対する、避難者の受入に関する協力要請 ・協力が得られた公的施設・民間施設に対する耐震性の確保や必要な設備等の整備への支援措置等の制度を検討		○	
12	36	2.2(2)③	新たに追加した施設における避難所運営体制の整備	・追加指定された避難所運営に係る全国からの応援要員等の活用方法、地域住民の参画やボランティア等の支援のあり方の検討 ・地域住民等による円滑な避難所運営に資するマニュアル整備、避難所開設・運営訓練の企画	○		
13	36	2.2(3)①	テント等の調達を広域的に調整するための情報の共有化、具体的な計画の検討	・地方公共団体等間でのテント等の調達に係る数量等、具体的計画の検討 ・テント等の緊急輸送に係る輸送手段や要員の確保等の具体的検討	○		
14	37	2.2(3)④	テント設置場所の提供に関する民間企業等への協力要請	・テント等の設置が可能な土地を保有する民間企業等への協力要請		○	
15	38	2.2(4)①	広域的な避難の具体的な計画の作成	・自宅のある地域以外の場所への避難に備えた広域的な避難に係る避難所、移送手段、調整方法等の具体的な計画の検討 ・広域的な避難者を受け入れる場合の、双方の役割分担や費用負担等の具体的方針の検討		○	

No.	ページ	項	主要な対策	具体的内容の例	国	(警察・消防団含)	その他
16	38	2. 2(4)②	広域的な避難に係る地方公共団体間の調整等に必要な基礎データの情報共有	・災害時に避難所が不足する場合の市区町村を越えた避難所間の調整時に必要な情報のデータベース化	○	○	
17	39	2. 2(4)③	地域外への避難者に配慮した情報提供体制の構築	・地域外へ広域避難した者に対する自宅のある地域の復興状況、復興支援等に関する情報提供体制の構築	○	○	
18	39	2. 3(1)	地域を主体とする避難所運営体制の確立	・行政と地域社会が共同で避難所を運営する体制の構築		○	地域社会
19	39	2. 3(2)①	必要物資等の確保と計画的な維持・管理	・食料・飲料水及び生活必需品等の家庭内備蓄(最低限3日分)の必要性の普及啓発 ・行政による備蓄状況の評価、備蓄計画の再検討、食料や薬品等の有効期限を踏まえた定期的更新		○	
20	40	2. 3(2)②	大量の物資等をさばくロジスティクスの確立	・避難所の利用が見込まれる避難所外避難者の登録等による利用者の概数やニーズ等把握 ・民間施設の利用も視野に入れた輸送拠点の確保、被災地近傍での分散配置等の検討		○	
21	41	2. 4(1)①	避難者に対する情報提供体制の構築	・関係機関に対し、様々な情報収集・提供活動の機会を通じた被災者ニーズの効率的な把握の要請、呼びかけ ・コミュニティFM、ケーブルテレビ等の情報提供手段を用いた地域情報等の提供、効果的な役割分担	○	○	
22	43	2. 4(1)②	情報提供に必要な資機材等の整備	・避難所等におけるテレビ、ラジオ、パソコン等の情報提供資機材や紙、トナー等消費物の調達、確保 ・情報の入手や提供に必要なテレビ等のツールのための非常用電源およびハイブリッドカー等の活用による電源確保		○	
23	44	2. 4(1)③	避難所外避難者への情報提供体制の構築	・地方公共団体職員の巡回、連絡窓口の設置、避難所における情報の張り出し、ビラの配布、防災行政無線、コミュニティFM等による情報提供等		○	

No.	ページ	項	主要な対策	具体的内容の例	国	(警察・消防含) 地方公共団体	その他
24	44	2.4(1)④	健康管理に係る情報提供の事前準備	・健康管理に係る情報のリスト化、情報の内容や提供方法の事前検討 ・健康管理に係る情報や医療団の派遣に関する配布資料の原稿、テンプレート等の準備	○	○	
25	44	2.5(1)	応急修理や本格補修による自宅への早期復帰	・自宅の応急修理や本格補修、費用、公的支援制度等に関する周知及び広報 ・応急修理、本格補修等に関する相談窓口の設置、施工業者リストの提供等、制度の運用体制の充実	○	○	
26	45	2.5(2)	公的な空き家・空き室(公営住宅等)の有効活用	・被災者がなじみのある場所に疎開できるよう、全国の地方公共団体に公営住宅等の提供を要請 ・遠方へ移動した被災者に対する、被災地の復旧・復興状況等の情報提供		○	
27	46	2.5(3)1)①	震災時の民間賃貸住宅の一時提供制度に係る家主等への事前の周知・要請	・宅建業団体等や仲介業者を通じた、あるいは直接的な家主への要請による民間賃貸住宅の一時提供制度の周知と協力依頼		○	
28	47	2.5(3)1)④	家主等への災害時の周知・要請	・発災後における、報道やインターネット等を利用した民間賃貸住宅の一時提供制度の周知と協力依頼		○	
29	48	2.5(3)2)②	物件確保に係る弾力的運用(家賃上限の見直し、複数世帯での利用等)	・現行の一時提供制度において借上げの対象となっている、「概ね家賃10万円から12万円以下」の条件の弾力的運用		○	
30	49	2.5(3)2)③	物件確保に係る弾力的運用(被災者が自ら物件を探す)	・被災者が自ら探してきた物件を一時提供制度の運用対象として借り上げる場合の、チェック体制、不正行為に対する罰則の検討		○	
31	49	2.5(3)3)	一時提供制度の借上げ期間終了後の入居者の退去に関する契約条件の明確化	・一時提供制度による契約条件において、入居期限を超えた場合の退去や、退去しない場合の損失補てん等を明確化		○	

No.	ページ	項	主要な対策	具体的内容の例	国	(警察・消防含) 地方公共団体	その他
32	49	2.5(3)4)①	地方公共団体間の広域調整	・一時提供制度の活用により、被災者が都県境を越えて移動する場合の、地方公共団体間の広域的な調整の実施	○	○	
33	49	2.5(3)4)②	被災者ニーズを考慮した募集方法の検討	・一時提供制度の対象として供給される大量の物件を、利用者のニーズに合わせて募集する方法の具体的検討		○	
34	50	2.5(3)5)	一時提供制度における発災後の対応体制の強化	・一時提供制度の活用に伴う行政職員及び宅建業者等による発災後の空き家・空き室情報の確認体制の強化策や情報確認の効率化策等について検討		○	宅建業者等
35	50	2.5(3)6)	遠隔地に避難した者への支援	・遠隔地に一時的に避難した際の首都圏の生活再建情報等の提供	○	○	
36	50	2.5(4)①	仮設住宅建設用地の確保	・仮設住宅の建設用地としての公的なオープンスペース、道路予定区域、民有地等利用可能な用地のリスト化 ・応急仮設住宅の建設候補地の所在地・有効面積・インフラの整備状況等のデータベース化、関係機関との用地確保の調整		○	
37	51	2.5(4)②	応急仮設住宅の配分等に関する広域調整	・全国から関東ブロックに供給される応急仮設住宅の広域調整	○	○	
38	54	3.1(1)①	複数の安否確認手段を使用することの必要性についての周知・広報	・発災時において、一般の固定電話や携帯電話以外の安否確認手段について、マスコミ等を通じて周知・広報	○	○	関係事業者
39	55	3.1(1)②	複数の安否確認手段の使用順位等について家族間であらかじめ決めておくことの重要性の周知・広報	・平常時から、家族間で安否確認手段等を決めておくことの重要性周知 ・平常時から、複数ある安否確認手段について、どの程度つながりやすいのかということ等についての情報提供	○	○	関係事業者

No.	ページ	項	主要な対策	具体的内容の例	国	(警察・消防 地方公共団体 含)	その他
40	55	3.1(1)③	企業等における従業員等及びその家族の迅速・確実な安否確認体制の確立	・企業の防災計画や事業継続計画(BCP)等における、従業員等やその家族の安否を迅速に確認する体制の確立 ・具体的な安否確認方法について従業員等に周知徹底			企業
41	55	3.1(1)④	学校及び児童・生徒と保護者との間の迅速・確実な安否確認体制の確立	・学校の特性に合わせた学校・生徒・保護者間の安否確認方法の構築、周知			学校
42	56	3.1(1)⑤	安否確認システムの改善と拡充の検討	・災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板等のメッセージ保管量の増量等の機能拡充	○		関係事業者
43	56	3.1(2)①	平時からの「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	・発災直後に帰宅することのデメリットや、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知・徹底 ・帰宅経路上の混雑状況など、徒歩帰宅の困難な状況のわかりやすい提示、休憩場所やトイレの不足についての周知	○	○	
44	57	3.1(2)②	発災時における「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ	・発災時のマスコミ等を通じた「むやみに移動を開始しない」呼びかけに備えた呼びかけ原稿、手順等の確認、準備等	○	○	マスコミ
45	58	3.1(3)	発災時における帰宅困難者等への必要な情報の提供	・帰宅困難者等に対する家族の安否情報、鉄道の被害情報等の提供	○	○	関係事業者
46	60	3.1(4)	企業等における翌日帰宅や時差帰宅の促進	・家族の無事が確認できた人は、しばらく待機あるいは翌日まで待機してから帰ってもらうなどの帰宅パターンをとってもらうよう企業等に呼びかけ	○	○	
47	60	3.1(4)	企業等における翌日帰宅や時差帰宅の促進	・翌日帰宅や時差帰宅を実施する等のルールをあらかじめ決めて従業員等に周知			企業等

No.	ページ	項	主要な対策	具体的内容の例	国	(警察・消防団 地方公共団体 含)	その他
48	60	3. 1(5)①	従業員等の一時収容対策の促進	・企業に対し、自社従業員等の収容の重要性について周知・広報	○	○	
49	60	3. 1(5)①	従業員等の一時収容対策の促進	・事業所内で従業員等が滞在するための食料・飲料水、災害用トイレ等の備蓄 ・キャビネット、コピー機等什器類の移動・転倒・落下防止対策			企業等
50	60	3. 1(5)②	外出中の従業員等の行動ルールの明確化	・外出中の場合は無理に帰社せず、最寄りの支店・営業所、出先機関等で一時待機したり、帰宅したりする等の行動ルールについて、企業の防災計画や事業継続計画(BCP)等において明確化			企業等
51	61	3. 1(5)③	企業における事業継続のための要員確保の検討	・被災後に帰宅せず企業に留まって業務を継続する要員、休日や夜間の発災時に事業所に駆けつける要員の確保			企業等
52	61	3. 1(5)④	訪問者・利用者に対する対応の検討	・訪問者・利用者の食料・飲料水、非常用トイレ等の備蓄、滞在スペースの確保などの準備 ・ホール、競技場、百貨店等における多数の利用客の誘導に関する検討			企業等
53	62	3. 1(6)①	生徒等の一時収容体制の確立	・学校における食料・飲料水、非常用トイレ等の備蓄等の準備、教職員が学校に留まる場合の体制構築			学校
54	62	3. 1(6)①	生徒等の一時収容体制の確立	・学校等に対し、生徒、教職員等の滞在に合わせた食料・飲料水、非常用トイレ等の備蓄等について周知・広報	○	○	
55	63	3. 2(1)	徒歩帰宅者に必要な情報の提供	・ラジオ、携帯電話(インターネット、メール)、ワンセグ、ミニFM局による放送等を活用した帰宅困難者への情報提供 ・国、都県、ボランティア、地域コミュニティ等が効率的に情報収集、提供を実施できるような情報共有体制の構築	○	○	

No.	ページ	項	主要な対策	具体的内容の例	国	(警察・消防 地方公共団体 含)	その他
56	65	3. 2(2)②	危険箇所や混雑箇所等での交通規制や誘導等の実施	・危険箇所や混雑箇所等の交通規制、情報周知等に関する交通規制計画の検討、訓練実施、警備員、ボランティア等の確保 ・ボトルネックとなる箇所における水やトイレ、一時滞在施設等の各種支援		○	
57	66	3. 2(3)	路上危険物への対応	・転倒したブロック塀、自動販売機、沿道建築物等からの落下物等、周辺における立ち入り制限		○	関係機関、地域組織等
58	67	3. 2(5)①	公的施設や民間施設の活用による一時滞在施設の確保	・競技場など収容能力のある国の施設を含め、公的施設や民間施設を避難者のための収容施設や、徒歩帰宅者のための一時滞在施設として確保	○	○	
59	67	3. 2(5)②	一時滞在施設の運営体制の整備	・一時滞在施設等として場所を提供することができる公的施設や民間施設の運営マニュアル、体制の整備、施設運営に当たる職員や応援要員の確保		○	
60	68	3. 2(6)	救急・救護体制等の検討	・徒歩帰宅中に体調を悪くした者等に対する救急・救護等の体制における医療関係者を中心とした役割分担		○	
61	68	3. 3(1)①	帰宅困難者等支援広場や一時滞在施設の指定・確保	・公的施設や民間施設と協定等により、一時滞在施設を確保 ・地上と地下街・地下道との間の適切な誘導などと併せ、耐震性が確保された地下街や地下道を滞留者の一時滞在施設として活用		○	
62	69	3. 3(1)②	帰宅困難者等支援広場等への誘導	・滞留者等の帰宅困難者等支援広場、一時滞在施設等への誘導のため、周辺事業者等とも協力した資機材の準備、誘導手順の確立、役割分担および誘導訓練の実施		○	
63	69	3. 3(1)③	観光客等への情報提供の充実	・観光事業者等と協力し、地震発生時の行動内容を示した観光客向けパンフレット等による周知広報、外国語版の作成等	○	○	

No.	ページ	項	主要な対策	具体的内容の例	国	(警察・消防 地方公共団体 含)	その他
64	69	3. 3(2)①	駅周辺における混乱防止等のための協議会の設立等	・行政、鉄道事業者、駅周辺事業者等が問題意識を共有し、対応するための組織(帰宅困難者等対策協議会(仮称))づくり ・駅の滞留客等を誘導するための役割分担を明確にした対応計画の作成、定期的な誘導訓練		○	鉄道事業者、駅周辺事業者等
65	70	3. 3(2)②	発災時における駅周辺の混雑状況等の情報収集と提供	・駅周辺の道路等における、地方公共団体、道路・交通管理者、沿道の事業者、自治会、協議会等の把握した情報や既設の固定カメラ映像等の情報の迅速な集約、提供体制の構築		○	道路・交通管理者、沿道の事業者、自治会、協議会等
66	71	3. 3(3)①	バスや舟運による搬送の検討	・利用可能台数や効果的な輸送ルート、物資輸送等他の役割も踏まえた運用ルール等の検討	○	○	
67	71	3. 3(3)②	鉄道の折り返し運転とバス輸送との連携の検討	・順次折り返し運転が可能になる折り返し駅までのバス輸送、空港への代替輸送 ・折り返し運転可能となる駅の早期の把握、当該駅での滞留スペースの見積り		○	関係事業者
68	72	3. 3(4)②	徒歩帰宅のための防災知識の普及	・徒歩帰宅支援施設等での支援内容等のよりきめ細かな情報を幅広く提供し、防災知識の普及に努める。 ・国、地方公共団体等の持つ情報の規格の統一	○	○	
69	76	4. (1)①	行政による飲料水やトイレ等の確保支援	・避難所の既設トイレを、プール水等を利用するなど有効に活用した帰宅困難者対応 ・災害用トイレの配置計画、マンホールトイレ等の整備促進		○	
70	77	4. (1)②	コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等における飲料水やトイレ等の確保支援	・地方公共団体は、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等が徒歩帰宅者に対し、飲料水、トイレや情報等を提供する協定を締結する。 ・コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の事業者は、従業員に対する発災時の活動内容の周知、営業継続のための準備等を実施する。		○	コンビニエンスストア、ガソリンスタンド
71	77	4. (1)③	沿道の自治会、事業者等による飲料水やトイレ等の確保支援	・地方公共団体と、沿道の自治会、事業者、ボランティア、NPO等による徒歩帰宅者への支援活動を促進		○	沿道の自治会、事業者

No.	ページ	項	主要な対策	具体的内容の例	国	(警察・消防含) 地方公共団体	その他
72	77	4. (2)	避難所等における帰宅困難者等への対応の明確化	・避難所運営マニュアル等における、帰宅困難者等を受け入れる場合、受け入れない場合の対応方法等の記載 ・市区町村役所、警察署、消防署等の官公署における帰宅困難者等が訪れた場合の対応方針の明確化	○	○	
73	78	4. (3)①	発災時における避難所・トイレ等の混雑状況等の情報収集	・避難所の混雑状況や、食料・飲料水等のサービスの提供状況等の定期的な報告 ・避難所等の混乱防止に留意した混雑情報の提供、帰宅困難者等に対する避難所以外の徒歩帰宅支援施設等を案内する等、地方公共団体が連携対応		○	
74	79	4. (3)③	地方公共団体の情報提供システムを活かした総合的な情報提供	・地方公共団体や関連防災機関の間の混雑情報等の共有や迅速な情報伝達のための情報の規格化	○		
75	81	4. (6)	避難所等におけるボランティア活動支援	・ボランティアに対する避難者等のニーズの把握 ・広域的な連携、周辺地域での受付 ・各種活動の調整、派遣先への移送	○	○	関係団体
76	81	4. (8)	海外からの支援の受け入れ	・国内だけでは十分な量の調達に短期間では困難な資機材・物資・サービス等の海外からの支援受け入れ体制の構築	○	○	